平成２２年（フ）第１９３号
大分市大字竹中1493番地
債務者　加島　和昭
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三股　正幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第８１号
岐阜県大垣市熊野町５丁目161番地　エスポアール・アスカ305号
債務者　黒木　茂敏
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯沼　敦朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第５９０号
堺市西区鳳北町１丁24番地９
債務者　神前興業こと　神前　義昌
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　希美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７５４号
大阪府大阪狭山市狭山３丁目2436番地の９―302号、前住所堺市東区北野田1077番地1701号
債務者　松前久美子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　希美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７６５号
大阪府河内長野市旭ケ丘20番３号
債務者　北谷　辰之
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　隆道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８０５号
大阪市旭区中宮２丁目10番９号　ブロッサムアイ203号
債務者　原　由紀夫
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若松　　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８８号
名古屋市南区内田橋１丁目11番５号　メゾン恵201号
債務者　久野　　恵
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重長　孝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月15日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８６号
大分市久原中央４丁目６番14号
債務者　平野　泰史
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北園　勝蔵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月17日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１７２１号
札幌市豊平区月寒東５条７丁目４番22号　桃美荘５号
債務者　宇夫　康幸
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　隆道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７６号
大分県別府市大字鶴見4502番地の１
債務者　西来路　聰
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木上　雄二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５０６号
千葉市稲毛区稲毛東４丁目６番９号　日通稲毛社宅502号笹原方
債務者　中嶋惠智子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５３９号
千葉県市川市大野町３丁目1686番地２コーポオザワ101号
債務者　三宅　久代
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５４５号
千葉県船橋市本中山６丁目13番13―102号
債務者　寺島　重輝
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５６５号
千葉県市川市稲越町28番地６
債務者　堀部　　寛
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５８０号
千葉市美浜区幕張西５丁目19番地２西カーム202号
債務者　市原　陽子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６０６号
千葉市若葉区小倉台６丁目７番９号
債務者　渡邉　健一
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２３号
札幌市北区篠路７条７丁目４番25―205号
債務者　田村　　進
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部